百二十四　［略］
百二十五　［略］
百二十六　［略］

3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～四　略］

五　社外役員　会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

イ　［略］

ロ　当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。

［号の細分を削る。］

(1)　当該会社役員が法第三百二十七条の二、第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であること。

(2)　［略］

(3)　［略］

六　業務執行者　次に掲げる者をいう。

イ　業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員（法第三百四十八条の二第一項及び第二項の規定による委託を受けた社外取締役を除く。）

［ロ・ハ　略］

七　社外取締役候補者　次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

イ　［略］

百十九　［同上］
百二十　［同上］
百二十一　［同上］

3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～四　同上］

五　社外役員　会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

イ　［同上］

ロ　当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。

(1)　当該会社役員が社外取締役であることにより次に掲げる行為を要しないこととしていること又は要しないこととする予定があること。

(i)　法第三百二十七条の二の規定による説明

(ii)　第七十四条の二第一項の理由の株主総会参考書類への記載

(iii)　第百二十四条第二項の理由の事業報告への記載又は記録

(2)　当該会社役員が法第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であること。

(3)　［同上］

(4)　［同上］

六　業務執行者　次に掲げる者をいう。

イ　業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

［ロ・ハ　同上］

七　社外取締役候補者　次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

イ　［同上］

ロ　次のいずれかの要件に該当すること。

［号の細分を削る。］

(1)　当該候補者を法第三百二十七条の二、第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であるものとする予定があること。

(2)　［略］

［八～十三　略］

十四　新株予約権等　新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権利（株式引受権（会社計算規則第二条第三項第三十四号に規定する株式引受権をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

［十五～十九　略］

二十　関連会社　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。

二十一　連結配当規制適用会社　会社計算規則第二条第三項第五十五号に規定する連結配当規制適用会社をいう。

［二十二・二十三　略］

（株式交付子会社）

第四条の二　法第二条第三十二号の二に規定する法務省令で定めるものは、同条第三号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（第三条第三項第一号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等とする。

ロ　次のいずれかの要件に該当すること。

(1)　当該候補者を社外取締役であるものとして置くことにより次に掲げる行為を要しないこととする予定があること。

(i)　法第三百二十七条の二の規定による説明

(ii)　第七十四条の二第一項の理由の株主総会参考書類への記載

(iii)　第百二十四条第二項の理由の事業報告への記載又は記録

(2)　当該候補者を法第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であるものとする予定があること。

(3)　［同上］

［八～十三　同上］

十四　新株予約権等　新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権利をいう。

［十五～十九　同上］

二十　関連会社　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十八号に規定する関連会社をいう。

二十一　連結配当規制適用会社　会社計算規則第二条第三項第五十一号に規定する連結配当規制適用会社をいう。

［二十二・二十三　同上］

［条を加える。］